

# 自治研かながわ報

2002

5

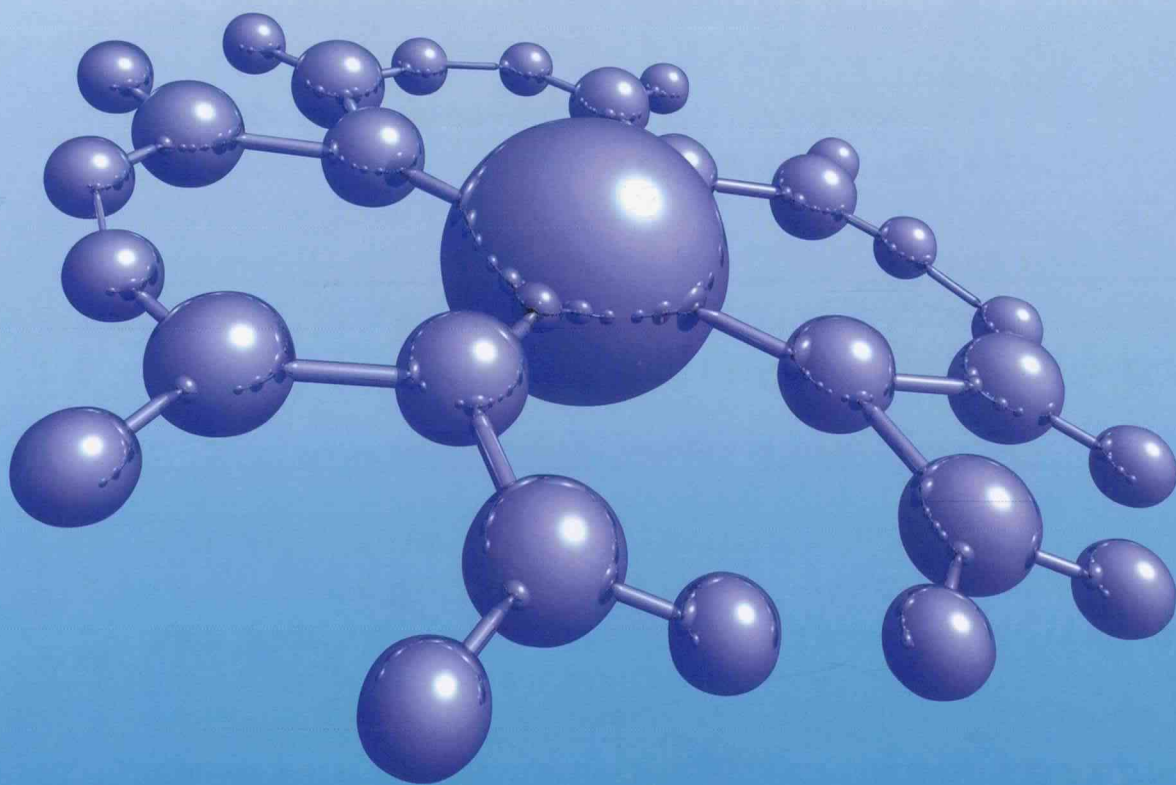
No.82

(通算146号)

〈自治研センター総会記念講演〉

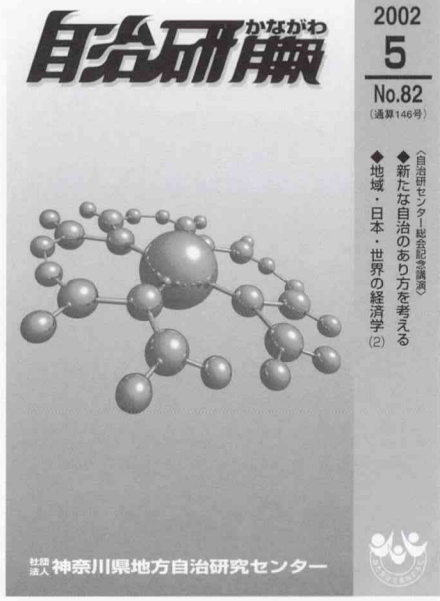
◆新たな自治のあり方を考える

◆地域・日本・世界の経済学(2)



社団法人 神奈川県地方自治研究センター





# もくじ\*\*\*CONTENTS

社団法人 神奈川県地方自治研究センター2002年度通常総会・記念講演  
**新たな自治のあり方を考える**

関東学院大学 鳴海正泰

- I.日本には分権と自治の歴史と伝統がない? ..... 1
- II.明治の理想・自由民権運動の自治と分権 ..... 2
- III.大正デモクラシー期の地方主義運動と都市社会主義 ..... 3
- IV.戦後の自治体改革と革新自治体 ..... 4
- V.地方分権改革の今後の課題と展望 ..... 7

デフレ克服の経済学Q&A

**地域・日本・世界の経済学 (2)**

清水嘉治

<社団法人 神奈川県地方自治研究センター2002年度通常総会・記念講演>

# 新たな自治のあり方を考える

— 自治体改革の歴史をふまえて —

関東学院大学 鳴海正泰

私は、今年1月に出版された岩波講座『自治体の構想』第1巻に、『戦後自治体改革史』という論文書いていますが、これは私の一番新しいものです。その主な論点は1994年に学陽書房から出版した『地方分権の思想』にまとめてありますが、今回は、私なりに自治・分権の思想を明治期・大正期から、今日の地方分権改革にいたる歴史的蓄積の流れを簡単にたどってみたいと思います。

## I 日本には分権と自治の歴史と伝統がない？

私が都市や自治の研究や実践にかかわってから、すでに半世紀になろうとしていますが、この間、私が強い関心をもって取り組んできたテーマが3つあります。

1つはわが国における地方自治についての歴史認識です。よくいわれるように、わが国には近代国家形成の過程で自治の主体となる市民が育つ土壌ないし伝統がなかったが故に、近代的な地方自治が定着しなかったという認識があります。私はわが国の近代化の消極的側面よりは、むしろ自治・分権を求める歴史的潮流を積極的に発掘し、現代的課題とつなげていくことが大切と考えて、これまでいくつかの著作を発表してきました。

2つには私は、昭和38年から53年までの17年間、革新横浜市政にたずさわったわけですが、その間、革新自治体とはなんなのか、いかにあるべきなのかという問題にとりくんできました。そのなかで、とりわけ、わが国における戦後革新の思想と市民自治との関係に関心がありました。

たとえば、かつて島恭彦京大教授の論文のような革新自治体「体制いちぢくの葉」論が強かったなかで<sup>(注1)</sup>、私は理論の上でも実践の上でもそうした思想を批判してきました。

中央革新政党による革新自治体の評価は、自治体の民主化によって、「一定程度」中央政府の独占本位の政治をはね返すことでも

き、「ある程度」勤労住民の利益になる政策も実行することもできるだろうという「ある程度」「一定程度」という用語がいつも革新自治体の評価について回るのです。

また社会主義国家論では、地方自治体は国家の補助的な役割に限定され、今日でも中央政府への「民主集中」という立場を崩していません<sup>(注2)</sup>。私はそうした革新勢力の地方自治ないし革新自治体にたいする理論にたいして、冒頭に紹介した本で繰り返し批判をしてきました。

もっとも問題にしたいのは、革新自治体は高度成長の落とし子に過ぎないとか、ばらまき福祉によって破産したという評価です。最近、地方自治百年史編纂委員会という旧自治省の人たちが中心になって編纂された『地方自治百年史』がそうです<sup>(注3)</sup>。戦後地方自治の歴史と、革新自治体の評価をきちんと整理し評価しておかなければ、歴史が偽造されたり、歪めて伝えられることとなります。松下圭一さんや神原勝さん

らと1500ページにもなる『資料・革新自治体』(正編・続編)という資料集をまとめて出版したのは、事実を正確に記録しておく必要を感じたからです。

3つめは現在の地方分権改革の評価の問題です。今回のいわゆる第一次地方分権一括法は十分なものではありません。その評価をめぐって1997年の日本地方自治学会で、「今度の分権改革は新保守主義と市民派の結合による上からの改革に過ぎない」というある研究者の断定的な報告がありました。それに対して私は「どのような改革にもいろいろな要素や力関係が働くのは当然で、地方分権改革の思潮のなかに新保守主義的な要素はある。しかし、まず地方分権改革を地方自治確立あるいは自治体改革の運動の歴史的成果として評価すべきで、その上にならなくて改革をさらに充実させていくべき視点が大切なのではないか」と反論したことがあります。いずれにして、自治の歴史認識のいかんにかかわる問題です。

---

## II 明治の理想・自由民権運動の自治と分権

---

明治国家の上からの近代化の歴史のなかでも、自治と分権の思想は、その高揚と挫折の繰り返しのなかで今日まで継承されてきています。

最初の高揚期は明治初期の自由民権運動で、2度目の高揚期は大正デモクラシーであり、3度目の高揚期は戦後の新憲法と新しい自治制度の発足、四度目の高揚期が1960年代～70年代の革新自治体の登場、5度目の平成の高揚期になってやっと今回の地方分権改革を迎え、120年の歴史を経てようやく実を結びはじめていると見ること

ができます。

明治初期の例に、明治10年に「分権論」を書き福沢諭吉の論文<sup>(注4)</sup>があります。この時代にすでに国際的視野で分権の必要を論じていたのです。さらに諭吉は、有名な「一身独立し一國を独立する」であって、「一國危うければ即ち一身又危うし」ではないという明治の理想を述べています。

明治10年の「朝野新聞」<sup>(注5)</sup>も紹介しますが、自由民権運動は、自由・自治のスローガンを掲げて全国に広まりました。秩父困民党は自由・自治社会の建設をスローガン

し、全国の民権運動の象徴にもなりました。しかし、自由・自治をかかげた運動は挫折し、天皇制官僚集権国家に吸収されていくことは、ご存じのとおりです。

都市自治の歴史でみると、明治の自由民権運動は崩壊していきませんが、逆に都市の自治権拡張の運動はむしろ活発化していきます。

明治21年に日本にはじめて市制・町村制ができ、全国の32の都市に市制がしかれ、横浜もこのときに横浜市になります。しかし、東京、大阪、京都の三大都市には全く自治権が認められず、市長は府県知事が兼務し、参事会も府県の参事会がそのまま3大都市の参事会となりました。収入役や幹部職員は全部、府の職員が兼務し、市政はしかれたが、自治権はまったく与えられなかったのです。そこで3市は自治権獲得の運動をつづけ、ようやく明治31年に10年かかって独自の市長、参事、職員をもつこと

ができました。それを踏まえて、横浜市、名古屋、神戸市の3市に京都、大阪が加わった5大都市による自治権拡大運動が起こり、具体的には国の機関である府県の支配から脱却する特別市制制定運動が大正時代にかけて行われます。

運動は結局実らなかったのですが、その伝統が戦後の新しい憲法と地方自治法に引き継がれます。新地方自治法には特別市制度が条文化されます、5大都市はただちに特別市制への指定運動をおこします。しかし、府県の強い反対でその指定は見送られました。そして、昭和20年代後半に5大都市と府県の間で激しい対立が起きました。

その妥協の結果として、昭和31年に政令指定都市という中途半端な現在の制度になるわけですが、明治期の都市自治権拡充運動は、今日までその流れが続いてきているのです。

---

### Ⅲ 大正デモクラシー期の地方主義運動と都市社会主義

---

自治と分権の歴史的伝統のなかで、忘れてはならないのは大正デモクラシーの時代です。なかでもとくに都市問題について、片山潜、安部磯雄、田口卯吉などがハワードなどをはじめとするイギリスの都市社会主義運動（フェビアン・ソサエティ）と結びついて、ガスと電気の社会主義といわれる都市経営の公営化運動を起こします。

都市だけではなく、全国の地方農村部でも「地方主義」といわれる新しい運動が広がっていきます。たとえば「青森県津軽の地方主義の行動宣言」<sup>(注6)</sup>というのがあります。これは昨年、私の郷里である津軽の

弘前の文学資料館で、この一枚のチラシを発見したのです。

大正15年のものですが、この行動宣言の署名者には、若い頃の石坂洋二郎の名前も入っています。地方の自立を掲げ地方自治や地方政治の改革をめざした地方結社が、大正デモクラシーの思潮のなかで、全国に広がっていくのです。秋田、山形あるいは静岡の自治青年団、富山県の「立憲青年会」<sup>(注7)</sup>の綱領には「行政の改革及び財政の整理を断行せしめ並びに地方自治の基礎を鞏固にする」とあります。これは富山だけではなく、鳥取、島根にも地方主義を鮮明に

した住民の動きが活発にあったのです。そういうのが、大正デモクラシーの地方における主体であったのです。

そうした流れが戦後の地方自治、今回の分権改革につながっているのではないかと考えます。さらに大正デモクラシーの地方民本主義の運動が、戦後60年代の革新市長会の初期の市長たちのなかに、その片鱗を見ることができるのです。昭和39年に初めて革新市長会ができますが、そのときに集まった顔ぶれには、たとえば山形では「本間様か小山様か」といわれた大地主の酒田の小山市長がいます。大正デモクラシーの地方での中心は、

地主、商工主を中心としたつまり地方の名望家です。その息子たちが、第一期の革新市長の中に多くいたのです。

仙台の島野市長、調布の本多市長、帯広の吉村市長、甲府の鷹野市長、釜石の鈴木市長、浦和の本多市長、三鷹の鈴木市長、高知の氏原市長、さらに美濃部東京都知事と鎌倉の正木市長など、戦前の教養主義や左翼運動の流れを汲んだ人たちが革新市長として当選してきたのです。大正デモクラシーの精神や運動が、戦後の初期革新自治体としてもう一度花を開いたともみることができると思います。

---

## IV 戦後の自治体改革と革新自治体

---

付属資料の「戦後自治体改革の軌跡」を見ながら簡単に戦後の歴史をみていきたいと思います。新憲法ができ、第92条に「地方自治は本旨に基づいた法律でやりなさい」とうたわれました。しかし、肝心の「地方自治の本旨」とはなにかについての規定はないために、「本旨」とは何なのかについて、学者のなかでいろいろな解釈がおこりました。

その時のいくつかの学説があります。1つは「国家承認説」で、国が地方自治制度の存在を承認することによって、はじめて自治の制度があるという考え方です。これは古い旧憲法の考え方だといえます。それに対立する考え方として「自治権固有説」がありました。

それを主張した人の中に、憲法学者の林田和博がいます。「憲法並びに地方自治法が地方自治を規定した歴史的経過と指導理

念とは、地方自治権をもって個人における基本権と同様に人類の多年にわたる自由獲得の努力の結果として現在及び将来の国民に対して不可侵の永久の権利として信託したものと解さなければならない」と述べています。つまり、基本的人権と同じように、自治の権利は侵すことのできないものであり、国から与えられたものではないということ。つまり自然権としての自治権、この固有権の立場がないと、市民自治は出てこないのです。

もう1つは社会権としての自治の権利を主張した佐藤功という人がいました。それを「抵抗権としての自治」と呼んでいます。「地方自治の本旨は、なによりも旧憲法下の地方自治の不完全性を一掃すること、すなわち将来もなお根強く残るであろうと予想されるころの官僚的中央集権主義への抗争を期待された概念である」とし、「ま

た、その抗争すべき根拠なのだ」ということを述べています。

この固有権説が、いま地方分権改革の中で生きてこなければいけないし、生かされなければならないと思います。さらに、最高裁の判事をやられた園部逸夫という人がいますが、かつて「元来地方自治というものはいどこの国でも国との対立によって発達してきたもので、国との共同という概念とは本質的に異質なものと考えるべきである」と明快に述べていることを思い出します。

もうひとつ忘れてならないものに、昭和25年に出された有名な「シャウプ勧告」があります。この勧告には、すでに今度の分権改革のベースになる考え方が示されているのです。

しかし残念ながら、戦後の改革の中で、この固有権説は少数説のまま多数説になりませんでした。多数説は、国家承認説と固有権説の折衷のような「制度的保障説」で、田中二郎を中心とした行政学者の考え方が主流を占めます。それは、地方自治は国民や住民の固有の権利ではなく国との共同関係であり、「国には地方自治の制度をつくって保障しかつ育てていく責任がある。地方自治は絶対的概念ではなく、国との相対的な概念だ」ということを唱えました。これが学会の主流になります。

戦後改革の初期の段階で、自治や分権が高揚期を迎えるのですが、昭和25年あたりから占領政策が転換して、制度的保障説のように「国との共同によって工業化、都市化、地域開発も一緒になって」高度成長に入っていきます。自治・分権という思想は、また立ち消えになったようにみえました。

しかし、高度経済成長のなかで、環境や地域コミュニティの破壊など都市問題が激化すると同時に、憲法感覚に目覚めた新しい都市の市民層が生まれてきます。60年の

安保闘争のあとに、松下圭一を中心として地域民主主義と自治体改革の提唱がおこなわれました。国会を包囲するだけの中央突破主義では民主主義は育たない。日本の民主主義を地域のなかからつくり直さねばいけない。そのために自治体の改革が必要だと考えたのでした。

1960年代、とくに大都市周辺に政党や労働組合によらない、新しい都市市民の運動や組織がたくさんできてきます。そうした新しい市民の力が、それまでの古い地域の政治や行政の体制を批判し、昭和38年になって横浜をはじめ大阪、京都、北九州、その他、釧路、旭川を含めて地方都市にも革新自治体・革新市長を大量に生みだすことになります。そこから新しい自治体の運動がはじまって行きます。

革新自治体は、都市の自治や市民生活の問題の運動化を提起しました。市民の運動を自治体が受けて政策化し、それを実現していくという循環、運動化と制度化の積み重ねが、革新自治体がやってきた仕事のパターンです。私は横浜市で飛鳥田さんと革新自治体のなかにいましたが、結局は地方分権の運動をやってきたことに尽きるのではないかと考えています。

例えば横浜市では、飛鳥田市長が「1万人市民集会」を提唱して、市民参加の原型を提示しました。昭和39年には新しい公害対策の行政手法を開発しました。当時、公害規制についての権限が、指定都市にはありませんでした。市民の間に臨海工業地帯の公害反対運動がおこり、その運動が横浜市に問題を突きつけました。横浜市は、それをもとにして当時の電源開発や東京電力に交渉して、横浜市がつくった公害防止基準を提示して、横浜市との間で公害防止協定を結びました。公害対策横浜方式と呼ばれたものです。

その当時、法的権限のない自治体が企業と協定を結んでも、単なる紳士協定のようなもので強制力はなく効力が疑わしいと評した専門家もたくさんいました。しかし、そうした批評にもかかわらず、市民運動と行政が一緒になって協定を結び、実質的に協定を守るように企業に働きかけ、監視をしていく運動の過程で確実に効力が発揮されたのです。

そこから、協定をさらに要綱行政として他の企業にも適用して一般化し、内容のレベルをあげていきました。そしてさらに再検討してレベルアップしていくという作業が繰り返えされました。運動が持ち出してきた問題を協定に、さらに協定から要綱に、要綱から条例化していくという過程です。1969年に東京都が制定した公害防止条例はそうした積み重ねの成果です。条例による法律基準への上乗せ、横だしを公然とおこなったのです。

横浜市の「宅地開発規制要綱」もその例です。宅地開発事業者が、学校その他の公共的施設について負担を一切しないまま、ただ開発して住宅を売り払っていくためにスプロール化が進みます。当時の都市計画に関する法令では、開発業者に開発に伴う公共的な負担を求める方法はありません。そこで横浜市は、多摩田園都市を開発している企業と交渉して安い価格で学校用地を提供させ、小中学校や公共施設を整備していくという協定を結び、さらにそれを行政の要綱として一般化したのです。

なぜ要綱行政どまりにしたのか。それは自治体に法的な権限があたえられていないからです。条例化すると条例は法律の下位に位置づけられているので、憲法の「法律の範囲内」にしばられてしまうからです。その横浜市の要綱作りの中心になった田村明さんは、建設省に呼び出されて「横浜市

はいつ独立国家になったのか」と詰問され、建設省とやりあったという経緯があるのです。このようなことは開発問題だけでなく、いろいろな分野で自治体が市民と手を結ぶことで、独自の新しい行政手法を展開していきました。

国の法令のほうが現実から遅れているのです。自治体としては法律に違反しても市民の生活を守らざるを得ません。日照権の問題もそうです。「権限なき行政」を、市民と一緒に新しい行政として開発していくのは運動化と制度化の繰り返しであります。それが国の行政レベルを上げていくことになりました。革新自治体はその先鞭をつけてきたのです。もちろん、武蔵野市のようにマンション業者から訴えられて敗訴したこともあります。しかし、市民からは確実に支持されてきました。

革新自治体の減少が、たんに「高度経済成長の単なる落とし子」であったとか、「過剰人員、福祉のパラマキとかによって市民から信頼されなくなったことが原因」だという評価は、修正されなければならないのです。革新自治体がおこなってきた市民参加とか自主行政による自治と分権の主張が、保守・革新をこえて全国自治体に当たり前のこととして一般化したからにほかなりません。



---

## V 地方分権改革の今後の課題と展望

---

地方分権改革をめぐる最近の状況は厳しくなってきましたが、私は第1次分権改革から来るべき第2次、第3次分権改革までを展望して、期待をこめて1995年から2010年までの5年間きざみの目標としてみ

ました。しかし、10年単位とすべきで、5年では短かすぎるかもしれません。しかし、最近の時代の変化の早さを考えますと、意外と改革の変化のスピードも早いのではないかという気がしています。

### 1. 第1次分権改革の成果 — 自主行政権の拡大 (1995～2000)

1995年に地方分権推進委員会が出発して、2000年4月の地方分権一括法の施行までを第1次分権改革としたい。分権改革が十分に達成されなかったとしても、その成果として、第1に地方分権型社会のイメージを国民に提起し、分権型行財政システムのあり様をはじめて示したことを評価すべきです。

第2には、税財政の改革はできませんでしたが、地方への国の関与の縮小ないし廃止が実現され、法令に基づいて地方自治体を縛っていたいくつかの制度は改革されま

した。例えば国からの「通達」という制度がなくなり、「助言」に変わりました。もちろん、国の地方に対する関与がなくなったわけではありませんが、その端緒を作ったということでは十分評価されるべきだし、さらにそれを拡大していく道が開けたと思います。

第3にはそれと関連して「機関委任事務制度」という、国と地方との上下支配関係を作っている制度が廃止され、第1次改革では非常に大きな成果と言えます。

### 2. 第2次分権改革の課題 — 税財政の改革 (2001～2005)

第2次分権改革はすでにスタートしているわけですが、その課題は、第一次分権改革の着実な実行であり、その監視が基本になります。そしてさらに重要なことは、地方税財源の充実・確保です。課税自主権の拡大をはじめ税財源の改革が、第1次改革ではできませんでしたが、補助金の改革も含めて、第2次改革の最大の課題が国・地方税財源の配分を見直すことです。くわえて国による地方交付税改革だけではなく、自治体自身で財政調整基金のような自発的な共同の財政調整の仕組みも考えていく必要があります。

さらに、地方自治に対する規制の緩和と住民自治の拡充という課題があります。いま、一括法が実施されていますが、地方自治法、公職選挙法、地方公務員法、地方財政法などの改革が遅れていて、まだ地方自治体を縛っています。このような法律の縛りをいかに解除していくかが問題です。

もう一つ大切なことは地方議会の問題で、議決機能活性化、すなわち本来の自治の二元代表制度の役割を果たせるような改革が必要です。もちろん「住民投票制度」の問題もあります。

### 3. 第3次分権改革の課題 — 新地方自治制度の確立 (2006~2010)

第2次分権改革を踏まえて、地方分権改革の最終目標、本来の地方自治制度のあり方をまとめるのは第3次分権改革の課題です。地方分権推進委員の西尾勝さんは新たに各界に「自治学会」の結成を呼びかけて、新しい日本の地方自治制度の仕組づくりの準備を提案し、昨年出発しました。

その第1の課題は国・地方の財政構造の抜本的改革で、所得税の一部地方税化を含めた改革をやることです。第2に、政府体系の再編成という問題をあげたいと思います。いま市町村合併が急速に進められています。また同時に府県のなかでも、青森県や岩手県、三重県知事などから府県不要論が出始めています。府県の仕事は基礎自治体に任せようという考え方が出始めているということです。

しかし、いまのところその知事たちが考えている府県不要論は、府県を統合して道州制にしようということです。道州制の議論は、昭和34年の第4次地方制度調査会で出され、一度つぶれたものです。どのような「道」、「州」をつくるのか不明です。ただ日本を6つか7つのブロックに分けて、そこに府県を廃止して国の出先機関と統合した新しい役所を作る、身近な問題は市町村に任せればよいという単純な議論だけではいけないと思います。

基礎自治体に対する国と地方の関係を明確にした上で、税財源および権限の配分を

きちんとやって、「府県」がどのような新しい役割を果たさなければならないかの議論が必要なのです。日本における中央政府と地方政府の体系がどうあるべきかの基本的な議論もしなければいけません。もちろん、そのなかでは「大都市制度」も問題になります。いま中核市や特例市の制度ができ、都市自治体の権限が増えているのは事実です。しかし、とくに大都市について言えば「大都市における自治のあり方」、100万をこえる大都市が一つの自治体でいいのかどうか、とくに私たちの大きな課題です。

私は、全国の10万人以上の市に中核市並みの権限を移譲すべきだと思いますが、実態としては難しいかも知れません。特例市レベルの仕事ならば10万人都市で受けとめられるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

日本の地方自治制度は、1千人の村から1千万人をこえる東京都に至るまで、地方自治法もとの画一的な制度となっています。さらに地方分権改革をすすめ、戦後55年たった地方自治制度を根本的に変えていくために、国は「地方自治基本法」を制定し、それをもとにそれぞれの住民が自分たちの地方政府の形態を選択できるようにする自治基本条例（憲章）制定まで行かないと、本来の分権社会の構築はできないと考えています。(完)

注1. 島恭彦『地方自治と住民運動』、有斐閣、1973年

「労働者階級を基盤にした都市の民主勢力がある時点で急速にのびてきたときに、地域の支配層は革新派の市長を支配体制の末席にすえて、彼らの危機回避の手段とするのである。支配勢力は、革新市長を彼らのツイタテとするのであり、革新市長の手で彼らに利益するような地域開発を実行しようとするのである」と、依然として革新自治体の体制イチャクカの業論を展開している。また、一方では「地域の政治・行政の民主的改革によって、地方政府はある程度中央政府の反動的な政治、独占本位の政治をはねかえすこともでき、ある程度勤労住民の利益になるような政策を実行することもできるだろう」

## 注 2. 日本共産党『日本経済への提言』1977年

「社会主義日本を展望して、地方自治をどう位置づけるべきか。地方自治権の拡大を強調するあまり、これを逆に一面化して、あらゆる事務・権限を地方におろしてしまい、完全な地方分権化を図るといふ議論がある。『地方政府論』とか『自治体社会主義論』などがそれであるが、これらの議論に共通しているのは、民主主義的中央集権を否定し、地方自治体を事実上の独立地方政権にしようとしているのである」

## 注 3. 地方自治百年史編集委員会『地方自治百年史』第3巻、地方財務協会1993年

「功績①住民の自治への関心を高め、自治を中央直結から住民中心に変えた。②市民参加を打ち出した。いま保守・革新をこえて地方自治の行政のなかで確定し開かれた行政への転換をつくった。③国・地方の行政を開発・成長型から生活福祉型に転換させた。

罪悪①「ムード行政」「人気とり行政」の批判もあり、また議会与党が少数のなかで、都市問題など賛否がわかれる問題が、解決をみないまま放置された。②革新自治体内部において独善化、官僚化、政策のマンネリ化がすすみ、革新である故に、かえって克服できなかつた。③革新自治体の長は学者や運動のリーダーが多く、行政の素人であり、とかく支持母体偏重の弊害があつた。

革新自治体の退潮の原因として、高度経済成長のひずみにたいするプロテストとして登場したものの、解決を託された肝心の問題は、手をつけないうまま放置し、住民から見放されていき、一方、支持母体である政党・労組偏重による高給与、過剰人員などのさまざまな病弊を生むなど、革新自治体内部の欠陥が露呈しはじめたことがあげられる。くわえて福祉の充実も「パラマキ」と評されたように、膨大な財源を必要とするために、財政窮乏でその維持が困難となった。さらに、災害時の自衛隊の救援拒否や、「財政戦争」などイデオロギー優先が現実の住民のための行政遂行に支障をきたし、住民の離反をまねくことになった。」

## 注 4. 福沢諭吉撰集第五巻「分権論」1877年(明治10年)

「人民に権力を授けるは、小児の手に利刀を渡すが如し。兇心、未だ一身の利害を知らずして、自ら疵ることもあらん。或は他を害するの是非を弁せずして、人を切ることもあらん。之を傍観するに堪えずと雖ども、如何せん、此小児をして此刀を御せしめんとするには、瞑目して之に利刀を渡し、其自から懲り自から慣ゝるの日を待つの一法あるのみ。

然るに今、この自治の習慣を養ふに何を以て始めん歟。先ず自国に在て自治の地位を占め、然る後に外交にも及ぼす可きのみ。其自治の地位を占め自治の精神を養ふの路は、地方の治権を執て公共の事に参与するより外に、実地の良策ある可らず。故に、地方分権は外国交際の調練と云うも可なり。是即ち余輩が分権の急を論じて、今正に時なりと称する所以なり。

国を立てるの風に二様の別あり。細根相集りて千種万状の盤根と為り、其盤根又集り又合して、遂に一大幹たる全国を支へて文明の枝葉を繁茂せしむるものあり。或は一条の大幹、其根を下だすこと深からずと雖ども、一種の力に由て土壤津液を吸収し、以て無数の枝葉を維持するものあり。此二様の大木、其外形は相似たりと雖ども、大風暴雨に遭ふに至て始て実の強弱を見る可し。一条の巨根は幾多の細根に若かず。四足のテーブルは安置するに易く、傘を開て地に立るは難し。」

## 注 5. 高知県『朝野新聞』1882年(明治15年)

「高知県下にては、近頃産児に名を命ずるに、男子なれば自由太郎、自由吉、自治之助、又女子なればお自由或はお自治杯と、自由自治の名を呼ぶもの多しと、同地より出京せし人の話し。」

## 注 6. 青森県津軽の「地方主義の行動宣言」1926年(大正15年)

「地方は祖國の区分をせられたる各個の實體である。地方など、いふ小っほけな範囲と笑つてはなりません。人間は吾れと精神関係の密接な地方でこそ、如何なる事物も分明に見へるのであり、したがって人間個々の努力も眞實になるのであり、これに反して世界なぞといふことは茫漠として、内容が空虚で、事實上單なる概念に過ぎないことが多いのであります。

ただし斯くの如く立派な内容を具える地方生活も、現実の日本では現代文明のために刳掠され、荒廢に浸してゐます。したがって地方主義者の任務は各々郷里地方に立脚してその底に息づいてゐる精神的秩序を回復し、地方人の心のなかに存在する關心に意義と内容とを與へ、かうして地方生活をそれ自身の固有な立場に立つて健全に、有能に發達せしめる事です。

大正15年2月11日 弘前市本町五丁目 津軽・地方主義團體・事務所」

## 注 7. 松尾尊充『大正デモクラシー』岩波書店。1994年

「富山県立憲青年会では石黒末吉(薬局)、橋本一井(薬製造販売業)、鏡田義二(町役場吏員)らの青年が集まり、一九一四年八月『立憲青年新聞』を發行し、同年一〇月、富山県立憲青年会を結成した。その綱領は、鳥取愛市團などにくらべるとはなはだ急進的であつた。いわく「一、國民ノ自覚ヲ促シテ健全ナル輿論ヲ喚起シ選挙権ノ拡張ニ努ムルコト、一、労働ノ神聖ヲ擁護シ社会ノ改良及共済ノ途ヲ尽スコト、一、行政ノ改革及財政ノ整理ヲ断行セシメ並ニ地方自治ノ基礎ヲ鞏固ニスルコト、一、外交ノ拡張ヲ図リ商工業貿易ノ發展及海外移民政策ノ發達ヲ期スルコト」

〈付属資料〉戦後自治体改革の軌跡

国内政治・行財政過程	自治体改革の発展過程	地方自治論の展開過程
<b>第一期 1947(昭和22)年～1960(昭和35)年「戦後地方自治の出発と揺籃期」</b>		
<b>戦後自治の形成と反動期</b> ＊新憲法と地方自治法の成立 ＊内務省の復活とシャープ勧告 ＊町内会の復活と区長公選の廃止 ＊市町村の大合併の進行 ＊自治体警察の廃止 ＊地方財政の赤字と財政再建法 ＊55年政治体制の成立 ＊60年安保の高揚と挫折	<b>戦後地方自治の脱皮時代</b> ＊地方政治へ革新首長の誕生 ＊労働運動激化と地域人民闘争 ＊地域勤労協運動の展開 ＊自治労自治研集会の開始 ＊地方財政の窮乏 ＊企業公害への抗議運動始まる ＊都市化の進行と都市問題激化 ＊無党派市民組織の発生	<b>戦後地方自治の評価と論点</b> ＊地方自治の本旨の解釈論 ＊戦後民主化論争と地方自治 ＊地方自治の民主主義論 ＊地域経済不均衡発展論 ＊シャープ勧告をめぐる評価 ＊大都市論と政令市 ＊三割自治論 ＊広域行政と道州制論
<b>第二期 1960(昭和35)年～1975(昭和50)年「革新自治体と独自政策の展開期」</b>		
<b>新・中央集権期</b> ＊所得倍増計画・全総開発計画 ＊新産都市の指定競争 ＊知事管理権の国吸い上げ ＊町村から府県への権限吸い上げ ＊国直轄事業・機関委任事務増大 ＊国の特殊法人の乱立 ＊公害対策基本法の制定 ＊日本列島改造計画・物価高騰 ＊オイルショック・成長の終焉	<b>自治体改革とその政策展開</b> ＊都市化、工業化の全面展開 ＊地域開発への反対運動激化 ＊大都市地方都市に革新首長 ＊革新市長会・革新都政の発足 ＊市民との対話から市民参加 ＊自治体の独自政策・福祉・環境・シビルミニマムの展開 ＊各政党都市政策の発表へ ＊地域開発から社会開発へ	<b>都市化のなかの自治体改革論</b> ＊地域開発と工業化企業誘致論 ＊大衆社会論・直接民主主義 ＊地域民主主義と自治体改革論 ＊対話から市民参加論 ＊市民自治論・革新自治体論 ＊シビルミニマム論 ＊コミュニティー論 ＊都市政策・都市づくり論 ＊地方政府・自治立法権論
<b>第三期 1975(昭和50)年～1991(平成3)年「地方の時代と自立体制整備期」</b>		
<b>新・保守主義下の集権期</b> ＊高度経済成長から低成長へ ＊赤字国債の発行 ＊区長公選復活 ＊地方財源不足深刻化 ＊第二臨調の発足と答申 ＊地方行革の進行・府県から市町村へ権限委譲進む ＊国庫補助率の削減 ＊自治制度再検討開始 ＊国際経済摩擦の増大と財政出動 ＊四全総と東京一極集中の進行 ＊地域格差拡大と地価急騰 ＊バブル経済の高揚・規制緩和 ＊ふるさと創生事業の創設 ＊消費税の導入 ＊東欧・ソ連社会主義国家崩壊	<b>地方行革と「地方の時代」</b> ＊革新自治体の退潮始まる ＊地方の時代提唱 ＊地域経済の活性化の展開 ＊情報公開・環境アセス・文化行政など政策の展開 ＊民間活力の導入と都市開発 ＊反核宣言自治体の拡大 ＊職員の政策研究グループ拡大 ＊円高不況と産業構造の転換 ＊女性の政治参加の拡大 ＊市民運動の新展開・地方からの異議申し立て(四全総・「公害・指紋押捺・反核・消費税」) ＊福祉行政の団体事務化 ＊オンブズマン制度の開始	<b>都市経営論から市民自治論へ</b> ＊革新の自治から自治の革新へ ＊自治体経営論 ＊地方行革論 ＊地方の時代論 ＊政府関係論 ＊地域主義論 ＊市民自治論 ＊地域経済活性化論 ＊自治体文化行政論 ＊自治の国際化論 ＊民際外交論 ＊情報公開論 ＊自治体学会・地方自治学会・政策研究交流会議の設立 ＊参加分権型自治論 ＊垂直的統制型自治論から水平的競争型自治論・分権と融合モデル・地方自治の国際化論 ＊文化行政論・男女共同社会論
<b>第四期 1991(平成3)年～2001(平成13)年「地方分権改革への離陸期」</b>		
<b>バブル経済・一党支配の崩壊</b> ＊リゾート法とリゾート開発 ＊地方自治法の大改正(国の代執行、自治体監査権の拡大) ＊第三次行革審の答申・地方分権論、パイロット自治体の設定 ＊首都機能移転法成立 ＊二三次地制調(広域連合・中核市答申)地方分権の世論高揚 ＊国会「地方分権促進」決議 ＊行政手続法の成立 ＊非自民連合政府の成立 ＊分権推進法成立・推進委出発 ＊分権委一次～五次の勧告提出 ＊分権一括法の成立と施行 ＊市町村合併論・公共事業見直し ＊長野・栃木・千葉に無党派知事	<b>地方分権時代の幕開け</b> ＊不況対策に自治体財政動因 ＊国・地方でリクルート汚職 ＊逗子市、長良川、安道湖など環境保護地域運動拡大 ＊地方選で無党派市民議員増加 ＊女性市長の初誕生 ＊まちづくりの独自条例広まる ＊佐川・金丸汚職拡大 ＊自治体で永住外国人問題・職員の外国籍制限緩和 ＊「連邦制」提案・「中央集権制限法」などの提案広まる ＊住民投票実施自治体の拡大 ＊自治体財政の赤字化進行 ＊分権・介護保険制度スタート ＊独自条例制定・独自課税拡大	<b>戦後地方自治論の再構成</b> ＊東京一極集中抑制論 ＊地方分権・主権論 ＊道州制論・連邦制論 ＊フリー・コミュニケーション論 ＊大都市制度見直し ＊第二政令指定市論 ＊広域自治体連合・中核市論 ＊平和行政論・非核自治体論 ＊自治体広域連合論 ＊自治体・都市憲章策定論 ＊永住外国人の政治参加論 ＊ボランティア活動論 ＊非営利市民団体(NPO)論 ＊公・共・私行政共同論 ＊規制緩和論・行政手続き論 ＊財源配分見直し・政策法務論

## デフレ克服の経済学 Q & A

# — 地域・日本・世界の経済学 (2) —

清水嘉治

Q.1 経済危機の問題に入るまえに、01年4月に誕生した小泉内閣の90%近い支持率が、02年1月30日、田中眞紀子外相の更迭によって48%に急落したのはなぜかという問題から説明してほしい。

A. 前回は、財政危機の経済の仕組みについて、市民サイドからどう考えたらよいかを中心に検討してきました。その後、現実の政治経済も激変しました。とくに02年1月30日、アフガニスタン復興支援国際会議へのNGO（非政府組織）参加拒否問題をめぐる混乱で、小泉純一郎首相は田中眞紀子外相の更迭を決めました。この事態は、外務省改革への期待や政治改革への期待をしていた国民にショックを与えました。それは小泉支持率が85%であったのが、48%へと急落したことに表現されました。その後3月3日の世論調査（朝日新聞）の結果では42%へと低下しました。

とくに国民が当時の田中眞紀子外相に期待していたのは抜本的改革にありました。というのは、外務省の内部が不透明で、乱脈な経営体質にあったからでした。とりわけ、外務省幹部、鈴木宗男代議士のNGO無視の態度に対して国民は批判を持ったからだと思います。さらに小泉氏の不況対策

への不満とも重なったからではないでしょうか。

こうした事態に対して小倉千加子（愛知淑徳大学教授・心理学）さんはこう評しました。

「国民は今回、『官』に対する自らの『民』の立場を改めて知らされた。この国の憲法がいう『主権在民』とは空文である。主権は一部の特権階級にあり、彼ら『政・官・財』は職業を世襲させ、秘密裏にことは着々とすすめられる。『主権在民』国家日本は、民の意向をくみ取るパイプを持たない。

官と民、男と女、玄人と素人という対立軸が交錯する中で、田中眞紀子の魅力は作られ、それがゆえに小泉総理に利用され、そして女として、いざとなると切られてしまった。田中眞紀子の危険とは、彼女が政治の内幕を暴露することで、『国民と内通』していることである」（朝日新聞02.1.31）と。たしかに手厳しい評である。

問題の実像はこうでした。直接的には、衆院外務委員会委員である鈴木宗男議員が外務省幹部にNGOの92団体に対して、アフガン復興支援会議への出席拒否を指示したことにありました。

ではなぜ総理は外相更迭を決心したのでしょうか。それは党内の「抵抗勢力」（橋本派など）による圧力であり、外務省の体質改革の難問のひとつである外交機密費の内閣官房への上納問題でないかという指摘

もありました。この問題は、小泉内閣のアキレス腱でもあります。外務省の透明性を徹底的に示さない限り、小泉内閣の体質改革はできないともいわれています。02年3月4日の参議院の参考人質疑でNGOの大西氏は、「田中前外相の意見が正しい」と証言しました。結論的に言いますと、急落の原因は不況無策、田中更迭、改革不透明にあったといってよいと思います。

Q.2 平成14年度の衆院予算委員会（3月6日）は田中前外相と鈴木宗男代議士を呼んで集中審議が行われ、テレビの視聴率も最近になく高まり、国民の政治への関心が改めて深まったとも言われましたが、その点どのように受けとめたらよいのでしょうか。

A. アフガン復興支援会議へのNGO（非政府組織）の出席拒否問題は、鈴木氏から外務省への「圧力」はあったかどうかの問題点にありましたが、両者の平行線のままでありました。だが視聴者は、発言の背景をよみとり、鈴木氏による外務省幹部への圧力であり、NGO排除の指示をだしたことは明らかではないかと感じとったと思います。

この委員会のやりとりでは、鈴木宗男氏と外務省との構造的癒着が明らかになりました。外務委員会委員や元外務政務次官などの経験から外務省の欧州局ロシア課や北方領土支援援助事務関係の外務省幹部、職員との深いつながりができたということがあります。

鈴木氏が、自分の政治力を発揮するためのODA（政府開発援助）や北方領土支援予算、タジキスタン援助などで注文をつきました。この点は、3月4日の外務省の調査委員会でも、鈴木氏が「北方四島住民支援」「対ケニア円借款ソンドゥミリウ水力発電計画」「コンゴ臨時代理大使IDカード

発給問題」で深く関与していたことを外務省が明らかにしました。外務省はその関係の予算配分などで、鈴木氏に頼り、鈴木氏は、職員を利用するという関係ができていたことを示していました。この点さらに、3月6日の衆院予算委員会で野党がより深く鋭く問題提起し、鈴木氏の汚職構造をえぐりました。

田中前外相が、こうした族議員と官僚との癒着構造を明らかにし、改革しようとしたことはよく理解できました。機密費についても会計検査院の報告書では、内閣、外務省の機密費の位置づけが不十分であるという指摘を引用したにとどめました。この点一歩突っ込んで、公開してほしいかと思っています。こんご予算審議の過程で、総理府と外務省の機密費のあり方、中味について明らかにしてほしいかと思っています。

衆院の参考人質疑で明らかにされた点は、政府・外務省が北方四島への援助の一環として展開しているロシア島民向け支援事業（国民にもっと公開すべきである）の

建設工事を受注した業者15社のうち少なくとも7社が1995年から2000年にかけて、鈴木宗男代議士の資金管理団体や鈴木氏が代表の政党支部に総額約4500万円の企業献金をしていたと言われていました（外務省の支援支出報告書、政治資金収支報告書〔毎日新聞2.21、朝日新聞2.21〕）。93年度から2000年までの8年間に実施された支援事業は総額81億円、建設工事は12件約60億円でした。

これらを受注した業者のうち鈴木代議士側に政治献金をしていた7社の受注額は5件3億8000万円（国後島プレハブ倉庫事業費1億800万円、廣木建設献金額72万円）、色丹・択捉島プレハブ倉庫1億3800万円、自航式はしけ造船1億2400万円（根室造船2400万円）、国後島棧橋改修工事5億6300万円、（島田建設献金額530万円、真壁建設献金額2400万円、濱谷建設408万4000円）、国後島緊急避難所兼宿泊施設—日本人とロシア人の友好の家4億4700万円（渡辺建設788万円、犬飼工務店82万4000円）といった内容でした。

その他ODAによるアフリカへの経済援助についてのかかわりなど、どうみても、援助という名のもとに税金（公金）を使って、事業者へ仕事を与え、その事業費の一部を自己の資金管理団体や政党の支部に献金するという方式を作り出していることで、「ムネオハウス」と呼ばれた「支援の私物化」（共産党・佐々木昭憲氏）と言われても仕方がないでしょう。

また3月6日の予算委員会で、北方四島への支援事業で支援委員会が97年と00年に発注したはしけ船の入札が公告から参加締め切りまでの日数がわずか5日間という短さであったこともわかりました。その他の疑惑（民主党・原口一博氏による追及）も明らかになりました（毎日新聞02.3.6）。

なぜこのような仕組みを作ったのか、外

務省の責任は大きいと思います。対外経済援助という名の公共投資と政治家、企業との癒着は止めたほうがよいし、事業費も節約し、税金の支出を厳しく節約すべきであろう。地方自治体の事業においても、横須賀方式を採用し、公平な入札方式と節約を徹底化すればハードな公共事業も30%節約できると思います。この点、支援委員会ではたための入札方式をとっていたと批判されるのは当然でしょう。

北方領土・国後島の事業の入札参加資格をめぐるいかに不公平、不透明に展開されてきたか、政権党・とくに自民党と外務省幹部は真剣に考えるべきであろう。外務省は、この際「透明化」「スピード化」「実効性」をもった改革、エリート意識の排除、市民参加、ODAへの市民参加、公平な監査手法の導入などの改革を着実に展開すべきであろう。

経済・財政改革も政治改革、行政改革と連動しない限り、本物にならないと思います。

Q.3 02年2月に入って株安、円安、債権安というトリプル安が続き、日本経済は深刻なデフレになり、改めてその対応策が求められておりますが、まずデフレ政策とは何かについて説明してください。

A. デフレーションとは、一般的には有効需要が供給に対して不足するために生まれる物価水準の低下する現象をいいます。従来通りの収入の中で、物価が低下すれば生活は楽になります。一般市民、消費者にとって、デフレ現象は歓迎されるでしょう。とくに低所得者にとっては文字通り、ウェルカムといってよいでしょう。

だが、国民経済全体の動きをみると、生産物は、一定限度までしか売れなくなりやすから生産が低下し、雇用も減退し、リストラが日常化します。資産をもって商売している経営者は、その価値が低下するのでデフレを嫌います。デフレは、景気後退、不況をより持続させるという考えをもたらします。あえて簡潔にいうと、デフレとは物価がある一定期間継続的に下がる状態をさします。物価が上昇し続けるインフレの反対現象です。

たしかに内閣府の調査結果をみますと、99年10月から28カ月、連続して前年同月比で下がり続けています。とくに01年から02年にかけてデフレは深刻となっているという指摘があります。消費者物価の対前年度比1.5%の下落、完全失業率5.6%（320万人の完全失業者）、設備投資の停滞、GNPの0.5%以下、輸出の減少、円安の進行（1ドル120円台から130円台）、株価の15%低下、自殺者3万人という統計指標に示されています。

また前にも触れましたように、デフレ現象は安物売りに象徴されました。「ユニクロ」に代表されるように、フリース1着1900円で販売し、あっという間に数万着売

り飛ばしたといわれました。それは人件費の格段に安い（日本の20分の1～30分の1）といわれる中国で生産し、日本に輸入して自社製品として全国に販売ルートをもって安く販売し、消費者に歓迎されたのでした。01年の決算でユニクロは、約1000億円の収益をあげたといわれました。

その他「100円ショップ」も主要都市に普及し、日常雑貨品を中心にかなり普及しました。衣料品については従来高すぎたし、やっと国際水準に達しつつあるといわれました。都市のマンション価格も、平均10年前と比較しますと、20～30%、ものによっては50%以下に下落しました。

だが、都心の利便性の高い高層マンションの価格は、20%程度下がったにすぎません。未だ国際価格と比べて高いと言われていています。不況下でも高利便性の高設備のマンションは売れつくしている状況にありますが、中小都市においては空室が目立っています。少子高齢化社会は、一方で従来の住宅建設販売競争を激化し、低価格化すると同時に、過剰傾向をつくりだしています。

また、デフレ現象は、従来の花形製造業でありました電機、化学、鉄鋼、金融などの業界に対してリストラ（人員整理）、賃金ストップ、退職金の遅配などマイナスの側面をもたらしています。

この1年から1年半の間に、中小企業・金融業がデフレ不況で引当金（将来予想される特定の支出や損失に準備するおカネのこと。82年10月の商法改正で引当金を負債として計上することを厳しく制限しました）が不十分でかなり倒産しました。また、



大手企業であったそごう、千代田生命、東京生命、ライフ、大成火災、新潟鉄工所、マイカル、青木建設、殖産住宅、佐藤工業なども倒産に直面しました。00年の負債総額は26兆円、01年は16兆円で、次第に倒産が大規模な企業になってきました。

倒産にはいかないが、ダイエーの再建計画も注目されました。1兆7500億円の連結有利子負債(ダイエーオーエムシーを除く)を2005年2月期に1兆円に削減し、UFJ銀行(三和と東海銀行が合併)、三井住友銀行、富士銀行の主力3行が債権の株式化などで、4000億円を支援し、事業・資産の売却を加速し、店舗数約50店閉鎖し、従業員2000人を削減するという厳しいものでした。原則として従来の経営者は交替するといっていますが、不透明です。

ダイエー帝国の前途は、デフレの圧力で、かなり厳しい事態に直面する可能性もあります。事実2月23日、金融庁が、UFJ、富士、三井住友の主力取引銀行に対して、ダイエーの金融支援枠4200億円から1000億円の上積みを要請していました。ダイエーと主力3行は27日再建計画を出し、さらに厳しい対応をすることにしました。

また、一部上場企業の株価をみますと、100円以下の企業数200前後になり、さらに増加する可能性があります。準大手ゼネコンのフジタも2月15日、三井建設と住友建設との経営統合をはかり、8792億円にのぼる連結有利子負債を抱え、順次資産を売却する方針のようで、3社が経営統合しても9000億円の有利子負債を抱えることとなります。フジタは三井住友、UFJの各銀行に支援を要請していますが、いずれも厳しいと思います。

政府、金融庁の政策も後手後手にまわり、ゼネコンや流通業などでも倒産寸前に追いやられ、こうした企業に融資している銀行

も不良債権を多額に抱え、株価低落と相まって自己資本保有の割合も低下し、大幅な赤字に転落し、法定準備金も取り崩す事態に直面する可能性もでてきています。ですからトリプル安が持続しますと深刻な事態になります。

一方、02年4月からペイオフ解禁(金融機関が倒産した場合1人1行の預金額1000万円までしか保証しないという改正)になりますと、預金者は、大手金融機関に預金を分散して預けるようになり、信組や信金そして弱い金融機関の預金量が少なくなり、倒産か他の金融機関に吸収合併される可能性があります。国民は、金融に対する信頼性をもたなくなります。銀行、金融にとって最も大切な国民との信頼関係、信用関係を喪失することは、自らの存在を失うことになります。

また最近、ムーディーズやS&Pは、日本の国債の格付けを低く評価しています。日本の経済の活力は低下し、国債の格付けはイタリア並であると言われていています。国債発行に依存する日本経済の体質を改めない限り、再建はありえません。国債を乱発すると、国債の5年もの、10年ものの金利が高くなりますし、低利で借りた住宅資金の貸出金利が上昇したり、金利連動の条件で住宅資金を借りた人々は、国債金利が上昇すると、負担増になります。

一方、実態経済に伴わない国債を乱発すると、国債の価値が下がり、国債自体が紙切れ同然となる可能性もあります。直接、比較になりませんが、東京都や横浜市など地方自治体が出資する19法人(総務省調査)が、国内の超低金利のためわずかの利子を手に入れるためにアルゼンチン国債を総額約36億円購入しましたが、その債権が紙切れ同然になってしまったことは記憶に新しいと思います。

Q.4 いまデフレ状況下にありますが、その原因は何であり、どんな対策が考えられるか、そしていま政府はどんな政策を打ち出そうとしているのですか。

A. まず改めてデフレの要因を総括的にみてみますと、それは91年以來の日本経済の構造不況・バブル崩壊以降、政府の金融政策の後手後手にあったと思います。80年代に、異常に地価、物価をあげ、無鉄砲な公共投資を実行し、銀行は抵当証券公社や関連下請金融会社を作り、原則として抵当なしでも企業や個人に融資し、大都市を中心として地価を高騰させ、マンション、住宅の価格も株価も高騰させました。そればかりでなく、この地価・株価の上昇は、一般の生産物の価格をも上昇させました。

日本は80年代、国際価格競争力も高く、米・欧から羨望の的で見られました。それは、輸出の大幅黒字、賃金・所得の相対的上昇、雇用機会の拡大、円高となって実現しました。その後、日米貿易摩擦は深刻になり、米国は日本に対し、内需拡大を要求しました。90年6月、政府は表面上、高齢化社会への対応として、91年から10年間に約430兆円の公共投資拡大を目標に計画しました。

それは、国家財政における公共投資（空港、港湾、道路、観光施設、住宅、学校、病院、地方の都市整備など）支出の増額となってあらわれ、それを国債依存に求めただけでなく、地方自治体に対しても地方交付金・補助金を出し、さまざまな都市整備や河川整備、ダム建設、港湾、網の目の道路建設のために年平均約40兆円の公共投資を配分してきました。

こうした公共投資は、その後米国の要請などで見直され、94年10月に、95年から04年までに630兆円の新計画を作りました。

これは一方で、有効需要をふやすと同時に、他方で莫大な借金をふやしました。

本来、政府は厳しい金融引き締めによって、土地騰貴や乱開発投資などを抑制すべきだったのに、こうした政策をとらず、国債増発で対応し、バブルを助長しました。大蔵省と日銀は各民間銀行に金融子会社を作るように間接的に誘導し、値下がりするはずのない地価・建物を担保にとり、貸し出し競争を激化させました。それは90年4月、大蔵省が慌てて実施した金融機関の不動産向け融資規制を禁止する「総量規制」(92年1月)まで続けました。

91年から市街地の土地価格、建物の価格は急落していくことになりました。とくに地価の低下は、不動産業者だけでなく、製造業、サービス業などに打撃を与えました。土地を担保にしても融資を受けられず、また銀行は莫大な不良債権を抱えることになってしまいました。

元大蔵省の銀行局検査部長であった庭山慶一郎氏はこう語っています。「総量規制という荒っぽいデフレ政策は、高熱の病人が治りかけたとき、かつて投与した強力な解熱剤のようなものだった。薬が効きすぎて消化を助ける大腸菌まで退治してしまい、日本経済の体力はすっかり弱ってしまった。昭和5年の金解禁以来の大蔵省の大失策である」(『週刊朝日』02.3.1、141ページ)と。

当時の総理、大蔵大臣、日銀総裁、大蔵省幹部、政権担当者、政策を支えた経済学者の責任は大きいのです。

その後、不況は10年以上続いています。

最近、02年4月にペイオフが解禁されるに当たって、地域金融機関の破たん処理が加速しました。98年以降、第2地方銀行、15の信用金庫、60の信組の計80行が破たんしました。最近の金利政策は不良債権の処理という方針のもとに大手銀行に資金を集中させ、中小金融機関を犠牲にしつつあります。

恐らく、02年、03年の間に、信組、信金

の破たんは増加し、預金者は大手銀行ならびに地方の自己資本の高い（10%以上）銀行に預金する傾向を作り出しています。地域住民に密着した資金の回転、地域の中小商店、工業、職人などに利便性をもって融資してきた信組、信金を消滅させてしまうのではないかと思います。これは金融庁の片寄った政策の結果ではないかと思います。

#### Q.5 最近政府は、どうしてデフレ対策を急に打ち出そうとしたのでしょうか。

A. 最近の不況下で目立ったことは、02年2月8日に日経株価が9400円に下落し、2月16日10000円台に回復した点にあります。2月17日、米国ブッシュ大統領の来日の翌日の株価も9847円となり、デフレ対策も無駄であったといわれましたので当局は慌てたのだと思います。

小泉内閣は、前に示しました2月はじめのトリプル安を契機に、不況に対する危機感をもつようになりました。とくに不良債権の処理をどのように進めるかに焦点がしぼられてきました。

ブッシュとの首脳会談直前に、金融庁が進めている銀行への特別検査を強化し、その結果によっては公的資金注入をするというものでした。ところが政策決定をする政府内部に意見の対立が目立ちました。一方は金融庁で、公的資金の注入はいまのところ必要ない、銀行の自己資本比率は10%以上だからだという理由でした。他方、内閣府の経済政策担当者は、トリプル安の危機

を克服するためにも、注入すべきであるというものでした。

デフレ対策の一環としての金融緩和政策でも、政府・与党と日銀の立場は違います（2月19日時点）。政府・与党は、景気を直接刺激するために一部の財政出動、税制改正（相続税、投資税の軽減、法人税改正など）を主張し、さらに財政政策内での効率的投資などを期待し、一方、日銀は、長期国債の買い取り額増や外債、投資信託の購入まで幅広い緩和要求に対して、「新しい手段を使わないと資金を供給できないという状態ではない」（総裁）と返しています。「買った資産が劣化し日銀の財務が傷めば円の信認そのものが揺らぐ」と主張しました。つまりインフレ目標策にも反対の立場に立っています。

こういうふうに政策決定の立場にある主体者間の対立がある以上、政策実行の効果はあがるはずはありません。いずれも「構造的危機感」があるのかと言いたいのです。

#### Q.6 最近、政権党の経済専門通の議員がデフレ政策に対して、公的資金を導入すべきであるという提言をしています。それは、どんな内容ですか。

A. 日本経済は、先にも触れましたように、一方では公的資金の「強制注入によって不良債権を処理する」という提案があります

が、それは法改正を伴うので、最近では表面化していません。

もちろん総理をえらんでいる与党ですか

ら、首相の改革は、国債発行30兆円枠内で、不足分をかくれ借金で補うという考えのもとに、特殊法人改革＝民営化、勤労者3割負担増の医療制度改革、郵政改革などが準備されています。こうした改革の中でデフレ対策をするというのです。

銀行への公的資本注入は、目的でなく手段であり、最終目標は産業や企業の活性化にあると言います。銀行は、企業の売買不可能な土地資産や建物、事業所などを所有しています。この不良債権をどうするかを具体的に示さずに産業や企業の活性化をいっても、よくわかりません。

金融庁は、本格的に銀行の信用性、健全性を保証しているのでしょうか。金融庁は、貸し出し資産の健全性を見守っているのでしょうか。「そごう」などをみてもわかりますように厳格な査定ができているのでしょうか。

前にもふれましたが、地方都市では地域と結合してきた信用組合、信用金庫などが、地域の商店や企業に貸し出してきましたが、不況で商品が売れない、作っても採算性がとれないので資金の回収ができません。どうしても信組や金庫は自己資本が少なくなっています。こうした地域と結びついていた信組や金庫を守りながら、公的資金を投入すべきであると思います。

一方大手銀行は、莫大な不良債権をもっています。ゼネコンやスーパーや大中小の商店への融資が焦げ付いたり、自己資本が低下したり、さらに銀行は、政府（金融庁、経済産業省）の要請で、企業援助を迫られたりしています。もちろんここには2つの意味があります。ひとつは、ダイエーなどにみられるように、大手金融機関が債務を経営再建可能な水準まで保証することで、危機をのりこえようとしている対策があります。このことが銀行の体質を弱体化させます。もうひとつは、競争力に対応できな

い企業をみずてるやり方です。これは不良債権処理を進めることでデフレを抑制していくということです。

塩崎恭久氏（自民党代議士）は、公的資金を注入するには、金融庁の厳格な査定によって企業の活力を測ることを目的にすべきであると言っています。

「不良債権処理にはデフレ効果がある。首相は『構造改革なくして成長なし』と言うが、本当は『構造改革なくして日本経済は再生しないが、短期的デフレ効果がある』という。「30兆円枠は守ればいいが、下支えは財政しかできない。だから国有財産を売ればいい。NTT株など政府保有株は約5兆円弱ある。不動産などの資産も約30兆円。財務省の土地は5階建てで使っているが、民間のディベロッパーなら必ず買い、高層ビルにする。必ず売れる。財源はある」（朝日新聞02.2.15）と。

ところで不良債権はどのくらいあるのか、政府の公式発表では32兆円といわれていますが、不況が長期化すればするほどたまるだけであります。金融庁も、はっきりと発表していません。分類の基準が変わってきます。32兆円の数倍あるのではないかと思います。

米国の保守系シンクタンクといわれるアメリカン・エンタープライズ研究所（AEI）は、2002年1月はじめ、「日本は深刻な不況」というタイトルの評論を発表しました。それによりますと、日本の金融システムの債務超過額は1兆ドル（約130兆円＝02年1月現在）あると言っています。

この評論は、日本の金融システムが崩壊した場合について預金者保護のため、政府・日銀が民間銀行に少なくとも1兆ドルの財政資金を投入する必要があるとの見解を表明しました。それだけでなく、政府の国債増発（すでに02年までに累積債務約

690兆円予定)に伴い財政赤字が大幅に膨らみ、デフォルト(債務不履行)や極端な円安にも直面するだろう、と。さらに財政資金投入などの結果、日本の金融システムは一時国有化されることになるとも指摘しました。

英国のフィナンシャル・タイムズや米国のウォールストリート・ジャーナルの社説も日本の金融政策、とくに不良債権処理については厳しくみています。さきほど政権政党の経済通の代議士がいう公的資金投入は、あくまでも企業の活性化、再生が目的だといわれました。

他方、民主党の枝野幸男氏は、まず金融検査をやり直さないと、金融庁にせまり「銀行の資産状況を厳密に認定することが前提だ」という。「政府は99年に『銀行は健全だ』と言いながら公的資金を入れた。資本不足をごまかし、株主や役員の実責任を問わなかった。不良債権を処理せずに公的資金をつぎ込んで穴のあいたバケツに水を注ぐようなものだ。私は、こんなやり方では、1、2年後に再び金融危機になると言ってきた。残念ながらその通りになった」と。

枝野氏は、政府のやり方は不透明で、厳密な検査をしそれに基づいて査定し、十分な引当をして、それが企業の活性化に連動するといっています。「自己資本が足りなくなった銀行は国有化、株主と役員の実責任を問う」という立場にたっています。

問題は、政府の政策はデフレ対策でも、過大に背負った不良債権をどうするかが不透明であります。与党を支えている保守党の野田毅氏は、一貫して構造改革を景気対策とは別であるという政策を示しました。「長期低迷の根本原因は構造改革の遅れではなく、株や土地の資産デフレだ。過去10年でGDP(国内総生産)の3年分、総額約1500兆円が失われた。借り手の企業には不良債権がのしかかった」(朝日新聞02.2.22)。

ここには、なぜ10年不況の日本経済をもたらしたかという要因の指摘はありません。「処方箋」はと質問されて、「需要が減ったのだから企業のリストラなどを進め、需給のバランスをとるべきだ」という原理主義者がいる。この発想ではデフレ・スパイラルに陥る。不良債権処理は急ぐべきだが、需要の下支えが必要だ」という。そのために規制の緩和と強化、税制上の措置、環境、防災などの投資を前倒しすべきであり、所得控除で住宅投資を促すなど需要喚起の手法を探ってはどうかと提案しています。

どうしてここには需要喚起策としての消費税を2年間3%にし、年10兆円の減税をして消費者需要を創出してはどうかという発想が生まれないのでしょうか。さらに消費者、生産者主体の経済政策を考えてほしいと思います。

Q7 経済政策の転換としてデフレ対策はわかりませんが、デフレ対策として、日銀主導でインフレ・ターゲットを導入すべきではないかという意見がありますが、この点をどのように考えたらよいでしょうか。

A. いまの不況は、資産デフレであるから、土地、建物、住宅などの資産価値の価格をあげるために、日銀が通貨の増発量をふやし、財務省も土地の証券化を容認し、その

市場条件を作るべきではないかという意見です。与党の一部政治家およびエコノミストからも主張されています。

いまのデフレから脱出するために物価上

昇の目安（目標）を設けること、つまりインフレ・ターゲットを導入すべきではないかというものです。

当たり前のことですが、デフレが続きますと、鉱工業生産も雇用も縮小し、土地や建物の価格も深刻な打撃をうけますから、日銀は1年以内に、1～3%程度のインフレにするという数値目標を明示し、そのために長期国債を大量に購入し、金融の量的緩和と円安を誘導すべきであるということです。

これについては、インフレに1～3%という数値目標を設けても、それ以上に物価は上昇し、社会不安をもたらす可能性もあります。だがデフレ下では「構造改革は成功しない」といいます。この点、論議があるところです。

岩田規久男氏（学習院大）は、デフレを止めるにはどうするかの問題にこう答えています。

「今後も物価が下がり続けるという予想（期待）があるかぎり、人々は消費を抑え、企業は投資を抑え、デフレはさらに進みます。そうした国民の『デフレ期待』を払拭することが必要です。そのために、政府や日銀の政策当局者が政策の転換を明確にしなければなりません。日銀は昨年（01年）3月に、量的金融緩和に踏み切りましたが、その時に速水優日銀総裁は『構造改革が進まなければ金融緩和の効果がない』といった責任逃れのようなことを言っています。そんな姿勢では、デフレ期待の払拭などできるはずがありません」と批判しています。ここでは、日銀総裁が一貫して日銀の目的である「物価の安定」を主張するのは当然のことです。消費者需要をどう増加するかより、資産家の資産価値の上昇を日銀にやらせようとしています。それは無理なようです。さらに岩田氏はこう主張します。

「金融のさらなる量的緩和の手段として、

インフレ・ターゲット付の長期国債買い取りを改正して日銀に1～3%のインフレ・ターゲットを示し、その目標を1～2年以内に達成することを義務付けるべきです。そうしなければ、人々の期待をデフレからインフレに変えることはできません。景気を回復させるためにも、構造改革を進めるためにも、マイルドなインフレに移行したほうがよりスムーズに進展すると考えられます」（『エコノミスト』毎日新聞社、02.2.5）と。

この日銀主導によるインフレ・ターゲット論については、さまざまな批判があります。例えば賀来景英（大和総研副理事長）こういっています。

「2%程度のインフレを中央銀行が実現できるというのが幻想だ。むりやりインフレを起こそうとすれば、バブル的な要素が強まるだけだ。ゼロ金利政策で片手を縛られているなかでいったんインフレが起これば臨界点を超えて暴走もありえる。為替、金利、株価への影響はあまり考慮されておらず、政策の名に値しない」（朝日新聞02.2.26）と。

この指摘は、的を射ていると思います。インフレの目標設定はできるわけはありません。インフレは一旦火がつくと燃える性格があり、「暴走」する可能性が大きいと思います。

一般庶民にとって賃金も、預金も年金も消費生活も不安になり、物価上昇に苦しめられる可能性がでてきます。1～3%インフレ・ターゲットなど、コントロールできないのが、これまでの経済政策の経験です。インフレ政策は、賃金生活者、社会的弱者、失業者、給与生活者、公務員、中小企業経営者、従業員にとっても、生活をより厳しくします。

デフレ対策の基本は、賀来氏がいうよう

にいかにか消費と生産の需要をつくるかにあると思います。わたくしが強調したいのは、総需要の65%を占める消費需要を喚起することだと思っています。前述したように、当面、消費税5%を3%に引き下げることだと思っています。消費需要が増加すれば税収も増加します。もちろんこのために新しい需要喚起運動を政府・自治体・団体が一体となって起こすことです。

市場関係者のさまざまな工夫と創意も大切です。地方税の増収も期待されます。もちろんこの点は、あとで触れますが、従来の手法だけでは限界です。賀来氏は、「情

報通信、医療、都市開発のような需要の伸びが見込める分野への限定的・選択的歳出増はあっていい」といっています。この点、消費需要は前述した消費税制の改革、投資減税、住宅減税など15~20兆円の需要増をもたらす効果を評価したいと思います。

さらに福祉関連の需要も10兆円以上の需要創出を期待できると考えます。地方自治体の需要を創出するために、政府は地方自治体に100%以上財政権限を委譲し、独自に財政の自主裁量権をもたせて、政府が特別な財政保障を考慮すべきだと思います。

Q.8 ところで小泉内閣は、Q1のAで述べましたように田中外相更迭後、80%台にあった支持率を40%台に低下させました。3月2日の世論調査によりますと、さらに支持率が低下しました。その理由をみると、デフレ政策とくに不良債権対策が後手後手になり、先行きがわからないといった理由があげられています。つまり景気対策の実行が見当たらないのではないか、という批判が出てきたというのです。

A. 地方自治体にとっても、この不況から脱出して景気回復に向かわない限り、活力は生まれません。もちろん、この不況の中から、30%近くの企業は自らの反転攻勢をかけています。このことは大切です。企業は自分にとって発展の尺度として市場や市況の動きを敏感に受けとめなくてはなりません。

と同時に企業は、自らの経営、財務の自己革新を通じて再生を図るべきでしょう。とくに中小企業の80%、大手企業の60%は、自らの企業改革を徹底していくと同時に、政府に対して、金融政策、財政政策、環境政策、地方自治体の赤字解消の条件づくりのための政策、雇用政策、行財政改革を具体的に要求していくべきではないでしょうか。

すでに小泉首相は、2月4日の施政方針

演説で、本年度の予算をみずから「改革断行予算」と呼んでいます。「5兆円を削減しつつ重点分野に2兆円を再配分する」との方針のもと、公共投資やODA（政府途上国援助）を1割削減し、医療制度も見直したと述べ、さらに歳出の効率化、少子高齢化への対応、科学技術・教育・IT（情報技術）の推進など重点分野に配分し、特殊法人などへの財政支出の事業を精査し、一般会計、特別会計合わせて1兆1千億円以上の削減を実現したと自慢し、「国債発行額30兆円を守り、税金を無駄遣いしない体質へ改善しました」（毎日新聞02.2.4）といっています。

本当にそうなのでしょうか。国債発行の自己限定枠30兆円では不足がちで、かくれ借金で約1兆5千億円以上をあてていま

す。公共投資を節約し、科学技術振興に、福祉に配分しようという意識はみられても、具体的にどのように効率的に配分するのがわかりません。九州の熊本県の30年来の川辺川ダム建設に対しても通年で約2000億円近い予算をつけているのをみますと、依然として公共事業への依存、国土交通省の体質改革なしで、既存の事業を継続している傾向がみられます。すでに専門家からムダな公共事業として長良川河口堰事業、諫早湾土地改良事業、徳山ダム建設事業、藤前干潟埋め立て事業などが指摘されています。抜本的に予算も見直すべきでしょう。

小泉内閣は、01年5月7日の所信表明演説の中で、「3つの経済・財政構造改革を断行します」といって、第1に、「2～3年以内に不良債権の最終処理を目指します」といいます。これは今日、ゼネコンの部分的統合と銀行への支援を見せただけで、未だに不透明のままです。第2は、「21世紀の環境にふさわしい競争的な経済システムをつくる」とのことです。ここで市場競争優先の社会システムを作るといいます。

アメリカの市場経済の促進の二番煎じといわれても仕方ありません。北欧や独・仏・英の各国のように、何よりも福祉を前提にして、競争を位置づけるという発想がありません。どうして一国の総理が弱肉強食の論理を前面に持ち出すのでしょうか。市民社会における市場の競争は、人間の生活の質的向上、福祉の向上、環境保全を目的にし、経済競争を手段として位置づけるのが常識です。この点、小泉総理の経済哲学は、偏っていると思います。

「証券市場の活性化のために、個人投資家の積極的な市場参加を促進するための税制措置を含む幅広い制度改革を短期間に実

施する」といいました。9か月が経過しましたが、実行されていません。10年不況下の証券市場をみますと、企業はバブル経済の中で、実態以上の膨張をしたこと、投資市場は、厳しい再編と改革をせずに、大手企業、大手投資家の馴れ合い的傾向を持ち続けました。

小泉内閣が成立して以来9か月、株価は下がり続けました。3月4日に、外人投資家の買いが入って1万1000円台にはなりましたが、本格的上がり方はしていません。個人投資家は、投資信託や株式売買で、かなりの火傷をしましたので、証券会社の宣伝にのらなくなりました。最近、ペイオフ対策で現金を貸金庫に預けたり、預金の移動をしたりして、防衛をはかっています。ペイオフは、本来91年に米国や北欧がやったように景気回復期に選択すべきです。日本の金融庁は不景気にえらんでいます。これは間違っています。

こうなりますと、Q4のAで触れましたように地方の中小銀行、信用金庫、信用組合などの預金は、大銀行への移動が行われ、半分破産状態にあります。証券制度のあり方について、市民金融保護法（市民の投資額を保証すること）を前提にした個人投資家のあり方を考えるべきでしょう。国民の「安心」と「安全」を前提にした市民社会下の証券システムを考え、健全な市民生活と企業の育成のための株式市場を考えるべきでしょう。



Q.9 ところで、2月27日の政府の総合デフレ施策は中味がありませんね。その中心は不良債権の処理となっていますが、実態はどうなっているのでしょうか。

A. まえにも触れましたように、政府はデフレ対策として不良債権の処理を「金融システムの安定化」に求めています。銀行の融資内容を厳しく検査するといって、倒産寸前と思われる企業への融資に対して引当金を積むよう指示しています。その中味は不透明です。

ところで銀行の不良債権はどのぐらいあるのでしょうか。私たち国民は心配であります。不良債権処理と簡単にいいますが、実態はどうなっているのか、金融庁は、正確に発表していません。その処理に当たって、公的資金注入といいますが、私たちの税金で穴埋めするわけですから真剣に議論してほしいと思います。01年3月末の全国銀行の不良債権は、こうなっていました。「要注意の不良債権」は76.1兆円で、この数字は9ページの32兆円の2倍以上で矛盾になっています。不良債権の分類の仕方によって違ってくるのです。金融再生法による開示債権でみると、約32億円の不良債権があるのです。

一方、引当金の積み方をみると、貸出額の3～5%となっています。「要管理先の不良債権」は10.9兆円で、引当金は貸出額の15%程度積みばよいとなりますし、「破たん懸念先不良債権」は、7.6兆円で、引当金は担保でカバーしていないようです。この7.6兆円は、回収困難にあるということになります。

大口貸出先が次々と破たん懸念先になれば銀行は多額の引当金を積まなければなりません。金融庁は、01年9月に倒産した大手スーパー・マイカルが「要注意先」に分類されていないため、他にも要注意先の中に不良債権が隠れているのではないかとい

う見方が強まりました。金融庁は、あわてて特別検査で、こうした隠れ不良債権を洗い出すというのです。

一体金融庁は、何をやっているのでしょうか。

金融庁の特別検査について、大手銀行の現場の行員によると、検査がまちまちで各銀行の支店長が作った資料を検査官に説明する形で、銀行の自己査定結果を踏まえ、検査官と議論しながら債務者を「正常」「要注意」などと、「合議制」で決めてゆくというのです（『声』匿名。朝日新聞02.1.16）。この人は、ひとつの解決策としては、「自己査定を全行全く同じ基準で実施し、その基準を公開することである」といっています。当然なことです。金融庁は、国民の眼を信頼して不良債権を明かにして再建策を明示してほしい。国民に信頼されないとすれば、金融庁自体を公開すべきでしょう（検査方式など）。

不透明な不良債権処理のために厳格な経営責任・経営の方針もあいまいにして、税金・「公的資金」を何兆円も投入することは、やめるべきであります。97年、98年の失敗もありましたように、銀行の経営責任、経営の国民的管理、2度と失敗しないために安定した公的資金の投入を考えるべきでしょう。公的資金の目的は、消費需要の創出、企業の活性化のためにあるのです。こんご公的資金の投入は、国民のニーズに答えて実施すべきでしょう。当面の危機回避の公的資金の投入も消費需要の喚起のためにあるべきであります。

02年2～3月になって、一連のゼネコンの整理、統合、銀行管理が進んでいるのは

どういふわけでしょうか考えてみます。

不況のガンは、過剰な不良債権にあるといいますが、その典型はゼネコン・不動産業の不良債権にあったと思います。バブル期に、大手ゼネコンは主力銀行から莫大な融資を受け、土地、建物、その関連施設に積極的な投資を展開してきました。

同時に政府は、80年代の日本経済の国際競争力強化の対外政策の中で、日本経済は一貫して莫大な国債収支の黒字をもたらし、日本企業の海外進出も目立ちました。日米貿易摩擦も表面化し、米国は日本に対して内需拡大を要求してきました。1990年代はじめに、10年間に430兆円の公共投資を要求してきました。政府も、それに呼応して、毎年約40兆円近くの空港、港湾、道路、橋梁、ダム、地下鉄、公園、住宅、都市施設、美術館、遊園地、ホテル関連施設などへのハードとソフトの社会資本を投資してきました。それは毎年为国家財政の中で、公共事業予算の肥大化となり、国債で対応した。

いまそのツケは700兆円に達しています。この点、小泉首相がハードな公共投資を削減してソフトな公共投資にまわすという部分改良を示したことは、当然であったといふべきでしょう。問題は、その基本政策理念にあります。市場競争優先主義のもとでやるのか、福祉優先主義のもとでの競争を選択するのか、市民社会優先主義のもとで、公共投資をどのように位置づけるのか、明らかではありません。

ところでいま、政府、財務省、金融庁は、ゼネコン、不動産業界の再編の条件作りをしているのではないかと考えられます。この点を見ましょう。

ゼネコンは債務の免除（金融機関による債権放棄）を受けた企業を中心に、佐藤工業や青木建設（あるときは、自民党の元幹部による政変株ともいわれた）の法的整理

による「撤退組」と、追加的な債務免除など金融支援を視野に入れた三井建設、住友建設、フジタの経営統合に代表される「再編組」とに大きく分かれました。

一方で大京や藤和不動産などの不動産・住宅業界では、主要取引銀行による金融支援を軸とした再編成〔建設・不動産業界の不振企業の動きをみると、飛鳥建設、債務免除額6400億円（富士銀行）、熊谷組4300億円（三井住友）、長谷工3550億円（大和）、青木建設2050億円（あさひ）、三井建設1420億円、フジタ1200億円（三井住友＝旧さくら）、佐藤工業1110億円（第一勧銀）、藤和不動産2900億円（UFJ・旧東海）、殖産住宅相互650億円（UFJ・旧三和）、ミサワホーム350億円（旧東海）、大京3000億円（旧三和）〕となっています。

これをみると、債務の免除額の合計は約4兆4280億円であります。この中で、ゼネコンへの巨額債権放棄のモデルケースとなった飛鳥建設は20年にわたる再建計画にたえきれず、02年3月5日、再度の金融支援を決めています。一方、佐藤工業など債権放棄を受けても再建できなかったことは、銀行にも責任があるのではないかと思います。

こうしてゼネコンの不良債権の処理は、間接的に国民に負担としてのしかかってくるのではないかと思います。近い将来、15兆円の公的資金注入といつてこの穴埋めをやらされると不公平な配分であり、不況を一時的に乗り切っても再びおそってきます。また最近、前述のダイエーの有利子を含む2兆円の債務の返還計画をみても、国民は納得しないでしょう。

一方、UFJ銀行による信販会社大手のアップラスに対する1200億円～1300億円の金融支援をみますと、間接的には、金融庁の助言があるのではないかと疑われています。UFJ銀行は、今期の不良債権処理損失を全

体で2兆円と見込み、流通大手のダイエーやマンション大手の大京などへの金融支援を検討してきましたが、さらにアプラスへの債権放棄もこの枠内で処理できると考えているようです。

このたびの不良債権処理に当たって、目立った動きは、中小企業への貸出しを展開している信金や信組の連鎖的な破たんであります。

信金の多くは担保を取らない信用貸しをしています。ところが金融庁は、担保がなければ、貸し倒れ引当金を増額するよう指導しています。こうなりますと、中小企業向け貸出し額が減ってしまいます。これは間違った金融政策です。中小企業の淘汰を迫る直接償却を急いでやるのではなく、貸し倒れに備えた引当金を積んで、守ってやることだと思います。中小金融機関は、地域経済と結びついており、地域企業の活性化のために活躍しているのだから大切にしなければなりません。この点政府は、中小企業を守るためにも、中小金融機関に、もし倒産せざるを得なくなったら、真っ先に公的資金を注入しつつ、地域住民、地域経済のために、フェアに中小企業を再建すべきだと思います。

だからといって金融危機は解消しないでしよう。金融危機は、金融庁・政府の政策の不

透明のため増幅するのではないかとっておきます。

それは3点あります。第1点は3月末からの「時価会計主義」の導入によって銀行所有株が下落すると、「含み損」の6割を損失に計上しなければならず厳しくなります。第2点は銀行経営の悪化による国債の売買で大損失をだしたときです。第3点はペイオフ解禁で資金の集中と分散が起り、庶民に不安、不信を拡大するときです。

こうなりますと、大銀行を公有化せざるをえなくなります。改めて国会の監視のもとで経営責任と政策実効性を明らかにすべきでしょう。国民に安心をもたらし、金融の本質である「信用」と「安定」を取り戻すことです。

当面、大手銀行・メガバンクによるゼネコンの債務救済も大切ですが、政府は直ちに透明性と実効性をもって銀行の経営上の責任やこんごの再建策も厳しく監視し、指導していくべきでしょう。したがって、こうした条件なしに、直ちに銀行への公的資金注入はすべきではないでしょう。つまり消費者、国民のために経済再建をどうするかという視点から公的資金の注入を考えるべきではないでしょうか。

(2002年3月5日脱稿)

#### < 筆者紹介 >

清水 嘉治

現在、神奈川大名誉教授、経済学博士(京大)、世界経済論、経済政策論専攻。神奈川県地方自治研究センター副理事長。

最近の名著

『新EC論－ヨーロッパの新構図－』(1993年)  
『新地域経済論－神奈川・横浜のくにづくり－』(1994年)  
『世界経済の統合と再編』(1996年)  
『激動する世界経済』(2000年)  
『新EU論』(2001年) 石井伸一と共著  
『世界経済を読む－現状、歴史、理論、政策入門』(2002年)

以上新評論

『経済政策論を学ぶ－改訂版－』(1990年) 有斐閣共編

『市民世界の経済学』(1990年) 汐文社

『改革の経済思想－J・Aホブスン研究序説－』(1997年) 白桃書房

2002年5月25日

自治研かながわ月報第82号(2002年5月号, 通算146号)

発行所	社団法人 神奈川県地方自治研究センター
発行人	横山桂次 編集人 勝島行正 定価1部 500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199
	<a href="http://www.lgpn.co.jp/kjk/">http://www.lgpn.co.jp/kjk/</a>
振替口座	中央労働金庫横浜支店 1195174 横浜銀行 横浜市庁出張所 0709629

## 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月1,000円、賛助会員月500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局  
☎045(251)9721へご連絡ください。

## 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5版・120～150ページ定価500円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。